

第 133 号  
平成 27 年 10 月 23 日

各協力団体の代表者 様

特定非営利活動法人  
静岡県介護支援専門員協会  
会長 村田 雄二

介護支援専門員の倫理及び法令順守の周知・徹底について（依頼）

日ごろ、当協会の運営等につきましては、格別なご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨今、介護支援専門員の不正請求により登録が削除される事態が起きております。

また、県内では介護支援専門員が「公然わいせつ容疑で逮捕」との新聞報道が掲載されました。

この様な行為は、日ごろからの利用者との信頼関係を築き支援業務に真摯に取り組んでいる多くの介護支援専門員に対する個々の利用者及び社会の信頼と評価にも影響しかねない由々しき事態であり、誠に遺憾なことであります。

当協会といたしましては、介護支援専門員が自らを律する行動指針として、別添の「倫理綱領」を定め、専門研修課程など研修の機会等において周知してきたにもかかわらず、不祥事発生は本当に残念であります。

つきましては、貴団体におかれては、これまでも介護支援専門員の倫理及び法令順守に努めていただいたところではありますが、再度、倫理及び法令順守の周知・徹底を図るために一層ご尽力賜りますようお願いいたします。

<事務局>

担当 植田

住所 〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70  
静岡県総合社会福祉会館 4 階

電話 <054>252-9882

FAX <054>252-9884

e-mail [shizu-caremane@yr.tnc.ne.jp](mailto:shizu-caremane@yr.tnc.ne.jp)

静岡県介護支援専門員協会

倫 理 綱 領

私たち介護支援専門員は、介護保険制度運用の要に位置する専門職として、介護保険制度の基本理念を遵守し、社会的責任を果たし、利用者の真の幸せのために、自らを律する行動指針としてこの倫理綱領を定める。

- 1 私たちは、利用者の人権及びその主体性を尊重し、業務を遂行する。
- 2 私たちは、公平性・中立性の立場に立ち、職務を遂行する。
- 3 私たちは、職務上知り得た個人情報厳守する。
- 4 私たちは、利用者の立場に立ち、利用者の自立と利用者及びその家族の生活の質の向上を支援する。
- 5 私たちは、職務上の地位を他の目的に利用しない。
- 6 私たちは、他の専門職団体との交流及び関係機関との連帯を図り、常に専門的知識、技術の向上に努める。
- 7 私たちは、利用者の身近な代弁者として、各サービス提供機関のサービス内容の修正や質の向上の働きかけをしなければならない。
- 8 私たちは、自ら利用者の利益を侵害したり、専門職の信頼を損なうことがあってはならない。そのようなことがある場合は、その事実を本人に指摘したり、その所属機関に対して必要な措置を取ることを要求することができる。

私たちは、常に本倫理綱領の趣旨を尊重するとともに、その所属する機関が常にその基本精神を遵守するように働きかけなければならない。